

## 農業保険法施行規則等の一部改正案及び農業保険法関係告示の一部改正案についての意見・情報の募集について

平成31年4月15日  
農林水産省経営局

この度、農業保険法施行規則等の一部改正案及び農業保険法関係告示の一部改正案について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

### 記

#### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」という。）について、災害に強い施設園芸づくりに向けて、農業用ハウスの補強の推進及び園芸施設共済の加入促進が図られるよう園芸施設共済に係る共済掛金区分の追加等を行う一部改正を予定しております。

また、この改正に併せて、農業保険法施行規則の一部を改正する省令（平成31年農林水産省令第12号。以下「改正省令」という。）による全棟加入要件の適用除外の見直し（規則第153条）を施行できるよう、改正省令及び平成31年3月8日農林水産省告示第506号（農業保険法施行規則第153条第6号の農林水産大臣が定める年数を定める件）の一部改正を予定しております。

つきましては、本件に関し、意見・情報を募集いたします。

#### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省経営局保険課において配布

#### 3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

( 2 ) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

農林水産省経営局保険課総務班

( 3 ) F A X の場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号 : 03-3506-1936

農林水産省経営局保険課総務班

4 意見・情報の提出上の注意

- ・提出の意見・情報は、日本語に限ります。
- ・電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。
- ・個人は氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは公表する場合がありますので、御了承願います。(公表の際に匿名を希望される場合は、意見・情報の提出時にその旨書き添えてください。提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の御連絡の際に利用します。なお、これらの個人情報は御意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。)

5 意見・情報受付期間

平成31年4月15日～平成31年5月14日(30日間)

(郵送の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

省令案及び告示案の概要

農業保険法関係法令集(農業保険法・農業保険法施行令・農業保険法施行規則)